



森てるおの 拡声器

第43号
(年4回発行)
2010年7月

E-mail
mori@moriteruo.com

事務所(自宅) 西東京市北町3-4-5 TEL&FAX. 042-424-3410
連絡事務所 西東京市中町2-8-13-102 TEL. 042-439-7023 FAX. 042-439-7024

こんな報酬いらない! 積み重なって、250万円を超過!!

二重取りに、お手盛りに! 市民の怒りは当たり前

森てるおの最初の公約(1999年1月)に「報酬の二重取りをやめよう」というものがあります。

初当選の年の10月から2002年12月まで多摩六都科学館組合(多摩六都)の議員に就任しました。そのときの報酬について「拡声器8号」の4面に「二重取りなので、議員を退職してから寄付等で返還する」旨を記載しました。2001年9月までの分は手元に用意してあります。2001年10月からは「そもそも受け取る筋合いがない」と受取を拒否、多摩六都が法務局に供託して今に至っています。(多摩六都は、科学館を他の自治体と共同運営する一部事務組合)

2001年11月には、森てるおの提案に他の多摩六都議員が賛同し、報酬が月額25,000円から12,000円に減額されました。これを契機に他の一部事務組合の報酬が相次いで引き下げになりました。でも、まだ「二重払い」「二重取り」は続いています。(議員だけでなく市長も!)

次に就任したのが都市計画審議会の委員です。委員には日当10,800円が出ます。しかし、議員が議員枠で就任した以上「議員の仕事」です。森てるおは二重取りになるとして受け取りを拒否しています。この分については西東京市が法務局に供託しています。



さあ、ポスティングに

報酬値上げ、増額分の受取拒否は当然の流れ

当初から増額分の受取を拒否したのですが、市の事務量が増える(実はたいしたことない)という言い分に配慮して、議会事務局と法務局が協議した「森てるおが増額分を法務局に供託する」ことに同意しました。ところが「裁量の範囲」と言っていた東京法務局が、何者かの横槍で見解を変え、翌月からは供託を受けないと言ってきました。そこで、最初の申し入れどおり増額分の受取を拒否することになりました。そうしたら現状の「全額渡さない」という仕打ちになってしまったのです。どんな仕打ちをされても「不当に引き上げた増額分は市民のもの」という森てるおの姿勢に変わりはありません。

市=市民への返還額(予定額)が250万円を超過!

市民にお返りする金額は、今年6月末までの分を概算したところ、1999年以来の累計で250万円を超えました。「受け取ってどこかに寄付をしたらいいのではないか」と進言くださる市民の方は多いのですが、このお金は本来市が払うべきお金ではありません。市に帰属し、市の施策を通じて市民に還元されるべき性格のお金です。いずれ、公職を離れたときに、一般寄付として市に返還します。

森てるおのホームページ <http://www.moriteruo.com/>

「森てるおの拡声器」の定期購読料は年間1,000円です。定期購読してくださる方には、森てるおのいろいろがわかる「森てるおのなんでもりポート」(隔月刊)もお届けします。ご希望の方は下記の郵便振替口座までご送金ください。

郵便振替口座番号 00120-6-669473 加入者名「森てるおと市民の目」

二重取りをやめよう！

表題は、もらう側から同じもらう立場の人たちに向けて呼びかけたものです。良識に期待してみたものの、市長や議員の反応は非常に鈍いものでした。こうなったら市民のみなさんから、市には「二重払いをするな」と、市長や議員には「二重取りをやめろ」と迫ってもらうしかありません。

金額で言えば、市民の税金から毎年約 700 万円が市長や議員に「二重払い」されています。一部事務組合や市の委員会・審議会などを介して議員が受け取る報酬およそ 512 万円と、市長が一部事務組合から得る報酬の 186 万円がそれに当たります。

市の職員は、職務に関連した仕事を他の自治体で行なったところで、報酬を受け取ることはありません。市長や議員も同様に「市長や議員は直接間接を問わず市の関係部署、市の関連団体等から報酬を受け取ってはならない」という規則を作るべきです。

もしくは、もらった分を市が支払っている給与や報酬から差し引くべきです。

出張旅費、差額の行方は？

先ごろ公益法人の職員の方から「国の公益法人認定の基準が厳しく、職員の出張旅費は領収書対応となって、格安ホテルに泊まり、格安乗車券を入手して差額で一杯ということはできなくなった」という話を聞きました。

公益事業を行なう法人は税金が免除されています。これと比べて、自治体が出張旅費の扱いは甘すぎます。税金で運営されているのだから自治体こそ出張旅費は領収書対応にするべきです。

議会も委員会視察の出張旅費は領収書対応にするべきです。政務調査費を使った会派視察も同じです。

宿泊料が一泊 1 万 6 千円というのは温泉旅館の料金です。また、今では格安乗車券だってどこでも手に入ります。差額はいったいどうするのでしょうか。

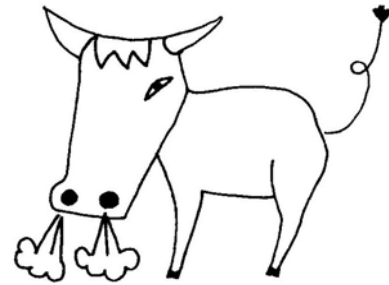
議員には日当 2500 円も食事料の 1800 円も不要です。職員の場合と違って、視察は自身の見識を広めるといった効果もあるのですから。

まだまだ残る議会の不思議

優秀な人材は高い報酬から??

議会を変える近道は、議員を「おいしい職業」にしないこと。報酬を高くすれば、「高い報酬目当ての人物」が群がってくるだけ。二重報酬だっておいしいし、「家業」にしたくなるくらいだから。一度やったらやめられない。仕事をすればお金がかかる、しなければ～んぶポケットマネー。仕事はしない方が「お得」。

だから、報酬を少なく、活動費を別枠で。人のために仕事をする人はこの指とまれ。お金が欲しい優秀な人は、たっぷり稼げる民間へどうぞ。



議会運営委員会(議運)ってなに？

議会の運営に関する協議をするために、議会運営委員会(議運)があります。会派(2名以上の議員で作る議会内集団)が人数に応じて委員を出し、無所属議員がオブザーバーです。

この議運で視察に行くのに、オブザーバーは自由参加でどうぞというのです。どうも「無所属が公費でズル～イ」という会派所属議員の意見があったようでした。「だったら無所属になれば？報酬が出るおいしいポストはもらえず、義務的な会議への出席回数が増え、差別的扱いもあるけど、会派所属は自由なんだから」と思いますよねえ。

議運は、間接的か直接的か違うだけで、すべての議員が関わります。当然、視察も議運では全員が関わることが必要です。無所属をはずせば、その視察が議運の視察としてはふさわしくなくなる、ということがわからないんですかね～。

ちなみに、最近では情報化が進み、視察の効果は低くなっています。費用対効果を考えると、視察は自分で行けばいいんです。みんなで一緒に行く必要はありません。

「公立昭和病院」で監査請求！

都下9市で共同運営する一部事務組合「公立昭和病院」の管理者報酬や議員報酬について「すでに各市で市長給与、議員報酬が支払われており二重払いだ」「報酬支払いを定めた組合の条例は法律に違反する」として、構成市である清瀬市の市民が、報酬の返還を求める監査請求を行なっています。同じく構成市の西東京市民として大いに関心を持っています。

市長や議員は生活費の全部を保障されています。市民の税金がつぎ込まれている他の部署から金品を受け取ること自体、許されません。まともな感覚だったら、辞退します。ましてや市長は常勤職ですから職務に専念するべきです。あちこちで報酬をもらうのはおかしい、それが公務だったら、なおおかしいことです。

今回の監査請求は、一部事務組合の側から「二重取り」に異議を唱えたものです。だったら、自治体の側からも「二重取り」に異議を唱えることが必要なのではないかと考えました。

みなさん、監査請求をやってみませんか。

「えっ、住宅街にごみ施設？」 顔末記

閑静な住宅地の一角に「医療廃棄物・感染性医療廃棄物の積み替え施設を設置する」との事業者の通告文書が近隣の住民に届いた。付近では市の地区計画の下で大規模マンションが建設中であり、良好な住宅地として新築の住宅が次々と建っている。

中国地方の廃棄物処理業者が、東京で収集した感染性医療廃棄物などをその場所に搬入し、ある程度たまって中国地方の自社処理工場に向けて搬出するまで保管する、ということだった。

現地は土地利用や建築物には大きな制限がかかっている第一種低層住居専用地域だ。しかし、違法なものができてしまうことはあるし、できてしまったら追い出すのは非常に困難だ。

こんな問題では、住民のみなさんが反対の意思を行政や業者にはっきり示し、市に断固とした対応をさせる必要がある。

住民のみなさんは住民運動を起こし、東京都所管の監督官庁に次々と問い合わせをし、現地に反対の看板を立て、署名を添えた市長への要請書、議会への陳情書などを矢継ぎ早に出した。

市は東京都(監督官庁)と連絡を密にして「住宅地であり認めがたい」という市の意向を強調して、東京都(監督官庁)に伝えた。

その後、業者が進出を断念し、市の要請で業者から市宛に「取りやめることにした」との文書が届いた。

一件落着となったのは、住民の迅速な動きに、行政が追い立てられたからだ。住民運動は大きな力を持っている。

こんな問題が起こらないためには、市としてのまちづくり方針を定めて、条例・規則などに明文化することが必要だろう。西東京市自身がまちづくり方針を条例化していくように望みたいものだ。

報告：森てるおの議員活動費

これまで、議員報酬の使い道として報告してきたものですが、一昨年の5月から報酬全額が供託されてしまっているため、活動費の内訳として報告させていただいています。とりわけ昨年は拡声器の発行が一回（支払いは2回分）しかなく、印刷費が昨年（1,232,117円）から大きく減額になり、行動費も減り、固定経費が中心の支出になりました。

事務委託料については支払いを繰り延べてもらっていますが、知人から3年分の活動費を借り入れて使ってきたのですが、家計が急な医療費の出費に耐え切れず、医療費を活動費から流用しました。そのため、新たに活動費を借り入れることが必要になりました。

供託されている私の報酬を任期後に清算すれば、一面に記載した「こんな報酬いらない！」分の返還、猶予分の支払い、借金の返済等を終えてもいくらかは残ります。

あと少しの期間で、森てるおを見せしめにして議員の支配を狙った市長の「悪行」と、それに抵抗すらしなかった議会の「体たらく」が歴史になります。

まともな行政にするため、市長や議員の報酬二重取りなど「おいしい」部分を今まで以上に厳しく追及します。

事務所費	300,000 円
光熱水費	44,657 円
需用費	46,419 円
消耗品費	59,782 円
資料購入費	50,088 円
研修・研究費	34,000 円
通信費	114,018 円
行動費	11,600 円
事務委託料	1,200,000 円 (未払い)
その他委託料	27,000 円
印刷費	536,257 円
郵送費	200 円
合計	2,424,021 円

（このほかに、政務調査費が年額で24万円支給されています。初当選以来、新聞5紙を購読しており、他の経費で使った残りを、自宅分2紙を除いた3紙の費用の一部に充当させて頂いています。）

森てるおは復活しています

前号で病状をご報告したところ、かえってご心配をおかけしてしまいました。申し訳ありません。3月議会のご報告ができるまでに回復したことを併せてお伝えしたつもりでした。改めて、今では前号当時よりさらに回復していることをご報告しておきます。

回復期のその時々で「せめてこの症状だけでも改善すればいいのに」と思うことがあります。しかし、その症状がなくなると新たな気になる症状が出てきます。そんなことの繰り返りで、全体として徐々に回復するものだということがわかってきました。

新しく気になることと言っても、最悪の状態のとき（年末から今年2月過ぎごろまで）と比べると、たいしたことはありません。今では、議会活動はもとより、朝の駅立ちも、ポスティングも少しばかりはこなせるようになっていきます。

お見掛けになった折には、どうぞお気軽に声をかけてください。

森てるおと市民のひろば

- ① 8月28日（土）午前10時～12時 **西東京市民会館 第2会議室**
- ② 8月28日（土）午後 7時～ 9時 **コール田無 会議室B**
- ③ 8月29日（日）午前10時～12時 **保谷こもれびホール 会議室**

「拡声器」は毎号、市内外の協力者の皆さんと森てるお自身が一軒一軒のポストに手配りでお届けしてきました。今後も引き続き、このような形で継続していきたいと考えています。前号で配布協力をお願いをしましたところ、大勢の方からお申し出をいただきました。ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願ひします。